

◆ 京都大学大学院理学研究科規程

[昭和28年4月7日達示第10号制定]

第1 専攻

第1条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。

数学・数理解析専攻

物理学・宇宙物理学専攻

地球惑星科学専攻

化学専攻

生物科学専攻

第2 入学

第2条 入学手続及び入学者選抜方法は、理学研究科会議（以下「研究科会議」という。）で定める。

2 京都大学通則（以下「通則」という。）第36条の2第1項ただし書の規定による入学に関する事項は、研究科会議で定める。

第3条 入学候補者の決定は、研究科会議で行う。

第2の2 長期履修

第3条の2 通則第36条第8項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

第3 転学、転科及び転専攻

第4条 通則第40条第1項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、選考のうえ、研究科会議の議を経て、許可することがある。

2 本研究科学生で、特に研究の必要上転専攻を志望する者には、欠員のある場合に限り、研究科会議の議を経て、許可することがある。

第4 授業、研究指導及び学修方法

第5条 科目、その単位数、授業時間数及び研究指導に関する事項は、研究科会議で定める。

第6条 各学生につき、指導教員を定める。

2 学生は、学修につき、指導教員の指導を受けなければならない。

第7条 通則第44条第1項の規定により他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の期日に理学研究科長に願い出なければならない。

第8条 通則第45条第1項、第2項又は第4項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、研究科会議

の議を経て、許可することがある。

2 通則第45条第3項の規定により外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

3 通則第46条第1項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

4 前3項の規定による許可の願い出については、前条の規定を準用する。

第9条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数は、研究科会議の議を経て、それぞれ修士課程又は博士後期課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数として認定することができる。

(1) 転学、転科又は転専攻前に、本学又は他の大学の大学院で履修した科目、単位数、受けた研究指導及び在学年数の一部又は全部

(2) 前2条の規定により履修した科目及び単位数並びに受けた研究指導の一部又は全部

(3) 通則第46条の2第1項の規定により本研究科に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位数（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。）の一部又は全部

第5 試験等

第10条 試験は、科目ごとに適宜行う。

第11条 研究指導の認定方法は、研究科会議で定める。

第6 論文の審査、課程修了の認定等

第12条 修士論文及び博士論文の審査及び試験は、京都大学学位規程の定めるところにより、研究科会議で行う。

第13条 修士論文及び博士論文の提出の時期及び要件並びに試験実施の時期及び方法は、研究科会議で定める。

第14条 修士課程及び博士後期課程の修了の認定は、研究科会議で行う。

第15条 通則第57条の規定により学位の授与を申請する者は、博士論文を提出し、かつ、専攻学術に関し、博士後期課程を終えた者と同等以上の学識を有することを確認されなければならない。

第16条 前条の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試験及び口頭試験により行う。ただし、研究科会議の議を経て、他の方法によることができる。

2 前項に規定する試問のうち外国語については、1種類を課する。

3 前条に規定する者に係る提出論文の審査及び試験は、博士後期課程における論文の審査及び試験と同一の手続による。

第17条 本研究科の博士後期課程に所定の年限在学し、必要な研究指導を受けて退学した者が、通則第57条の規定により学位の授与を申請したときは、研究科会議の議を経て、前条第1項に規定する学識確認のための試問を免除することができる。

第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び特別交流学生

第18条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、研究科会議の議を経て、許可することがある。

第19条 通則第63条第1項、第2項又は第3項の規定により特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

附則

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

養成を目指して、自然科学の基礎体系を深く習得し、それを創造的に展開する能力、および個々の知識を総合化し新たな知的価値を創出する能力の養成を目標とする。そのために理学科一学科制を採用し緩やかな専門化を図る。

京都大学大学院理学研究科・理学部における教育研究上の目的に関する内規

京都大学通則第35条の2及び同第3条の3の規定によりそれぞれ理学研究科及び理学部における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を次のとおり定める。

(理学研究科の教育研究上の目的)

第1条 本研究科は、理学の深く幅広い理解に基づく豊かな創造性、柔軟な思考力と優れた問題解決能力を有する人材の育成を通じて、人類の知的資産形成への寄与など人類社会への福祉に貢献することを目標とする。特に、自ら問題を見つけ、理学における新たな知の地平を切り開くことのできる優れた研究者の養成を目指す。

(理学部の教育研究上の目的)

第2条 本学部は、理学の創造的な研究を行う人材および深い科学的素養をもとに社会の広い分野で活躍する人材の

はじめに

この学事要項は、理学研究科における修士課程・博士後期課程のカリキュラムおよび大学院の諸規程等を掲載したものであり、諸君が充実した大学院生活を送るうえで基礎となる情報を提供するためのガイドブックである。

□■修士課程の履修について

修士課程では、大学院生諸君が学部での基礎的科学体系の修得に基づき基礎科学研究に従事するための先端的知識・研究手法・科学英語使用能力等を身につけ、さらに問題発見・解決能力を十分にのばしていくことを目標としている。その実現に向け各専攻は各々が工夫したカリキュラムを用意している。特殊研究を中心に講義・ゼミナール等をバランスよく履修することを推奨する。

□■修士課程修了要件

修士課程の修了の要件は、2年以上在学して研究指導を受け、専攻科目につき30単位以上を取得し、かつ修士論文の審査及び試験に合格することとする。

ただし、各専攻で定める独自の要件については各々の修了要件説明文を参照すること。

□■修士学位論文評価基準

修士論文は、その内容が理学分野における学術的意義、新規性、創造性等を有しているかどうか、論文の論理的明確性、および関連事項についての学識等を基に審査される。

修士論文は、指導教員を含む複数の審査委員により審査される。学生は修士論文発表（又は審査）会において論文の内容を発表する必要がある。修士課程の修了認定は専攻の教員会議の審査に基づいて研究科会議で決定される。

□■博士後期課程の履修について

博士後期課程では、大学院生諸君に修士課程までに培った能力を土台として、基礎科学の本質的前進に寄与する研究を行ってもらふ。企画段階から研究実施そして成果をまとめて論文発表するまでの一連の作業を遂行することにより、自立した研究者としての第一歩を踏み出すことを期待している。そのため特殊研究とゼミナール中心のカリキュラムになっているが、博士後期課程においても専門領域に閉じこもらず、幅広い学問的関心を維持することを推奨する。博士後期課程では、研究成果を集大成した博士学位論文の作成と学位取得を大学院生諸君の最終目標に設定している。

□■博士後期課程修了要件

1. 博士後期課程の修了の要件について

博士後期課程の修了の要件は、次の3条件の全部である。

- (1) 3年以上在学
- (2) “必要な研究指導”を受けること
- (3) 博士の学位論文を作成して審査に合格すること

ただし、第(1)項の在学年限については、特に優れた研究業績を挙げた者については、所属専攻の同意の下で、修士課程と通算して3年以上の在学をもって足りるものとすることがある。

以下では、このうち(2)に関連して、研究指導とその認定について説明する。

2. 修了要件としての必要な研究指導

各専攻において、ゼミナール、特殊研究等の科目が設けられている。これらの学修によって得られた研修の成果の認定を基として、専攻毎に定められている方法によって“必要な研究指導”を受けたことが認定される。

3. 研究指導の認定の証明は、次のように発行される。

博士後期課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けたことを認定された者に対しては、大学はその旨の証明を発行する。

4. 博士後期課程在学3年未満で退学する場合

6か月以上在学した場合は、当該期間研究指導を受けたことが記録される。

該当する学生は指導教員にその旨申し出ること。学生から請求があれば研究科長は研究指導記録（証明書）を発行する。

□■博士学位論文評価基準

博士論文は、その内容が理学研究の本質的前進に寄与する学術的意義、新規性、創造性等を有しているかどうか、結論に至る過程の科学的検証や証明の妥当性、論文の論理的明確性、および関連事項についての学識等を基に審査される。

博士論文の形式および学位論文審査については、理学研究科規定（「博士学位論文の形式と公表の方法および審査について」）に定める。